

仕 様 書

子ども若者はぐくみ局 第二児童福祉センター
(担当：藤田、坂本 電話 612-2727)

件 名	令和8年度第二児童福祉センター産業廃棄物(缶・ビン・ペットボトル・廃プラスチック類)の収集運搬及び処理業務
契約期間	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日
契約条件	<p>1 総則</p> <p>(1) 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を順守するとともに、本仕様書に基づき完全に施行すること。</p> <p>(2) 受託者と京都市は関係法令に基づく委託契約書を締結する。</p> <p>(3) 本業務の受託人は、労働基準法及び労働安全衛生法を順守のうえ、施行すること。</p> <p>2 産業廃棄物(缶・ビン・ペットボトル・廃プラスチック類)収集運搬処理の内容</p> <p>第二児童福祉センターの産業廃棄物(缶・ビン・ペットボトル・廃プラスチック類)の収集運搬等は、次のとおり実施すること。</p> <p>(1) 受託者の条件</p> <p>本業務の受託者は、京都府もしくは京都市から交付される廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可証及び産業廃棄物処理業の許可証のなかに缶・ビン・ペットボトル・廃プラスチック類が含まれている者であること。</p> <p>(2) 収集場所</p> <p>京都市伏見区深草加賀屋敷町24-26</p> <p>(3) 収集作業日・時間</p> <p>第二児童福祉センターの産業廃棄物(廃プラスチック類)の収集は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの毎週1回、月曜日～金曜日のうち定まった曜日の、午前10時～午後4時30分の間に実施すること。収集の曜日については、協議のうえ決定する。ただし、祝日等により閉庁日と重なる場合は、翌閉庁日に実施することとする。詳細については、別途協議のうえ決定する。</p> <p>(4) 収集及び処理内容等</p> <p>ア 第二児童福祉センターで集積している産業廃棄物(缶・ビン・ペットボトル・廃プラスチック類)を収集運搬し、処理すること。</p> <p>イ 収集業務に適した車両を用いること。また、運搬中は収集したごみが飛散しないよう荷台をシートで覆う等の措置を講じること。</p> <p>(5) マニフェストの運用</p> <p>ア 本業務は、産業廃棄物管理票(以下「紙マニフェスト」という。)の交付又は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムの利用によって実施するものとする。</p> <p>イ 紙マニフェストを交付する場合、業務に使用する紙マニフェストは、受注者が用意し、費用については委託費用に計上すること。受託者と京都市は、廃棄物処理法第12条の3の規定に従い、紙マニフェストの回付、送付、保存を行う。</p> <p>紙マニフェストは必要事項を記入のうえ、以下のとおり提出すること。</p> <p>A票：収集当日に担当職員に手渡すこと。</p> <p>B2票：運搬業務完了後10日以内に郵送または、手渡すこと。</p> <p>D票、E票：処分完了後10日以内に郵送または、手渡すこと。</p>

契 約 条 件	<p>(6) 年間の収集予定量 缶 100kg ビン 10kg ペットボトル 140kg 廃プラスチック類 144kg ただしいずれも予定量であり、変動することがある。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 代金は、契約期間満了後に、京都市の指定する方法により支払う。</p> <p>(2) 受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。ただし、京都市の文書による承認を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は別途契約する。</p>
---------	---